

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について

4 補償金額の決定方法

意見	個人／団体
<p>補償金額は、対象となる機器や媒体の実態調査等に基づく私的録音録画への関与割合や、利用の態様、著作権保護技術の影響等を加味して決定されるべきである。</p> <p>また現行制度では、補償金額の決定において、対象機器・媒体の価格に比率を乗じて算出する方式を採っているが、昨今のオープン価格の導入や、発売後の価格の下落が著しいことから、商品の価格が下がれば補償する金額が下がるという矛盾を持っており、現行の「定率制」ではなく「定額制」に改めるべきであると考えます。また現行の決定方法においては、権利者とメーカーが交渉を行って決定する形をとるが、交渉が難航する結果、いつまでも結論が得られないなどのこともあり、前出の評価機関などの場において、その議決方法を明確化した上で、一定期間が経過しても結論が得られないような余地を排除すべきである。</p> <p>また、パソコンやパソコン用のCD-R/RWなど多目的な汎用的機器、媒体については、補償金額の決定のプロセスにおいて、実態調査等による私的録音録画への関与割合に応じて補償金額を按分するなどの配慮を行うことが望ましい。</p>	<p>社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター(CPRA)</p>
<p>補償金額は、対象となる機器や媒体の実態調査等に基づく私的録音録画への関与割合や、利用の態様、著作権保護技術の影響等を加味して決定されるべきです。</p> <p>また現行制度で採用されている、対象機器・媒体の価格に比率を乗じて算出する方式(定率制)をやめて、一定の金額を課金する方式(定額制)に変更するべきです。</p> <p>また補償金額を決める際は、前出の評価機関などの場において、その議決方法を明確化した上で、一定期間が経過しても結論が得られないような余地を排除すべきです。</p> <p>また、パソコンやパソコン用のCD-R/RWなど多目的な汎用的機器、媒体については、補償金額の決定のプロセスにおいて、実態調査等による私的録音録画への関与割合に応じて補償金額を按分するなどの配慮を行うことが望ましいと思います。</p>	<p>演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest</p>
<p>補償金額は、対象となる機器や媒体の実態調査等に基づく私的録音録画への関与割合や、利用の態様、著作権保護技術の影響等を加味して決定されるべきです。</p> <p>また現行制度で採用されている、対象機器・媒体の価格に比率を乗じて算出する方式(定率制)をやめて、一定の金額を課金する方式(定額制)に変更するべきです。</p> <p>また補償金額を決める際は、前出の評価機関などの場において、その議決方法を明確化した上で、一定期間が経過しても結論が得られないような余地を排除すべきです。</p> <p>また、パソコンやパソコン用のCD-R/RWなど多目的な汎用的機器、媒体については、補償金額の決定のプロセスにおいて、実態調査等による私的録音録画への関与割合に応じて補償金額を按分するなどの配慮を行うことが望ましいと思います。</p>	<p>演奏家団体 パブリックインサード会</p>
<p>補償金の額に関しては、中間整理p.134で提案されている「評価機関」を補償金の額の決定にも関与させることを要望する。</p> <p>また、補償金の額の決定にも迅速性が求められることから、対象機器・記録媒体の決定方法と同様、一連のプロセスに期限を設定することによって、補償金制度の実効性を確保するよう立法による対応を強く要望する。</p> <p>なお、「著作権保護技術の影響度を補償金に反映できるようにすべきであることに異論はなかった」「プレイスシフト、タイムシフトなどの要素は補償金額の決定にあたって反映させるべきであるとする点についておおむね異論はなかった」との記述があるが、その前提となるそれぞれの用語の定義についての十分な検討が行われておらず、現時点で減額ありきのように記述されるのは問題があると考えます(中間整理p.111)。</p>	<p>社団法人日本音楽著作権協会</p>
<p>補償金額は、対象となる機器や媒体の実態調査等に基づく私的録音録画への関与割合や、利用の態様、著作権保護技術の影響等を加味して決定されるべきである。また現行制度では、補償金額の決定において、対象機器・媒体の価格に比率を乗じて算出する方式を採っているが、昨今のオープン価格の導入や、発売後の価格の下落が著しいことから、商品の価格が下がれば補償する金額が下がるという矛盾を持っており、現行の「定率制」ではなく「定額制」に改めるべきであると考えます。また現行の決定方法においては、権利者とメーカーが交渉を行って決定する形をとるが、交渉が難航する結果、いつまでも結論が得られないなどのこともあり、前出の評価機関などの場において、その議決方法を明確化した上で、いつまでも結論が得られないような可能性を排除すべきである。</p>	<p>社団法人音楽制作者連盟</p>
<p>(4)補償金額は、記録媒体および一体型機器については録音録画可能容量に応じた補償金とする等、当該機器の価格に影響されない金額とするべきである。また、権利者と機器等の製造事業者間で補償金の額について協議が整わなかった場合には、前記の「公的な評価機関」が妥当な補償金の額を決定すべきであり、両者間で合意がない限り評価機関で審理しない、という取り扱いにならないようにすべきである。</p>	<p>社団法人日本レコード協会</p>
<p>○補償金の対象機器の範囲を見直すのであれば、金額の決定手続きもあわせて見直す必要がある</p> <p>「中間整理」中では「現行制度における補償金の決定続きに大きな問題点はないと思われる」とあるが、その前項までにあるような対象機器の範囲の見直しが行われるのであれば、当然補償金額の決定手続きについても見直す必要がある。</p> <p>特に(現在ではまだ対象機器に含まれるかの合意形成に至っていないとされている)PCなどの録音・録画を主たる目的とするわけではないが録音・録画機能も有する製品を補償金の対象に含む場合、録音・録画を主たる目的とする機器と一律に補償金を課すことは不公平である。</p> <p>PC等の多機能製品は文書作成をはじめ録音・録画以外の多目的に使用できる故に単一目的にしか使えない製品よりも価格設定が高くなっており、現行の価格に対し一定割合の補償金を課す制度では録音・録画を主目的とする機器に対し高額の保証金を課せられることとなる。これは録音・録画以外の機能に対してまで補償金を課しているのと同義であり、補償金額の決定手続きとしては著しく不適切である。</p> <p>よって、補償金の対象となる機器の範囲を見直す場合には、その機器が録音・録画を主目的とするのか、録音・録画は多機能のうちの一つにすぎないのかなど、場合に応じて補償金額の算定方法についても変化するよう制度を見直さなければいけないと思われる。</p>	<p>個人</p>

<p>保証金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきです。  一人あたりにすればわずかな金額を、機器や媒体に上乗せして支払うことにより私的なコピーができる現在の保証金制度の枠組みは今後も維持してもらいたい。  実際、パソコンやiPodなどによって私的コピーの量も増えているのに権利者にその分が手当てされていないというのは、どう考えてもおかしい。  私的なコピーが増大している実態が見られる今日、対象機器の指定を迅速に行い得るような方式こそ望まれる。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に合ったものにして存続させるべき。  一人あたりにすれば僅かな金額を、機器や媒体に支払うことにより私的なコピーができる現在の補償金制度の枠組みは今後も維持して欲しいです。  実際、パソコンやiPodなどによって私的コピーの量も増えているのに権利者にその分が手当てされていないというのは、どう考えてもおかしいと思います。  私的コピーが増大している実態が見られる今日、対象機器の指定を迅速に行い得るような方式こそが望まれると思います。</p>	個人